



バーチャルネット法律娘

真紀奈と一緒に解決！

インターネットの気になる

法律相談所

illust: Nekomata Naomi

バーチャルネット法律娘・真紀奈
17歳という年齢にもかかわらず法律にはめっぽう強く、プロ筋のファンも多い。ホットワイアードの『デジタル虎の穴』ではネット界のうさ方を相手に論客ぶりを発揮する謎の女子高生？
URL <http://homepage3.nifty.com/machina/>

こんにちは、真紀奈です。今回で3回目となるこの連載ですがみなさんからいただいたインターネットの法的な疑問を弁護士の小倉秀夫弁護士と一緒に答えていこうというものです。今回はブログやウェブサイトを運営している方からの質問です。

Question

サイトでほかの人の作った画像を引用したいんですけど、どうすればいいんですか？
(某有名ブロガー)

[真紀奈(以降、真)]:まず引用というのが著作権法でどのように扱われているかですね。引用は著作権法32条で、ある一定の条件を満たせば著作権者の許可を取らなくてもやってかまわないとされています。詳しい条件については囲みを見て下さいねでも普段見かける引用って文章ですよ。画像なんかだとどうなるのでしょうか。よくテレビ番組をキャプチャーしてそれについて書いている人を見かけますけど.....。

[小倉(以降、小)]:マンガについては「脱ゴーマニズム宣言事件」というものがある、それによってマンガはOKということになっています。テレビ番組などについても基本的には同じで引用できると考えていいでしょう。

ブログの「引用」は文章でも画像でも大丈夫？の巻

[真]:ということは、条件を守ればOKということですか。ただ、以前に聞いたことがあるんですけど、ハリウッド映画の1シーンを引用する際には、そのDVDのパッケージ画像に販売社名、定価まで書かないといけないと言ってくるらしいんですね。そういうことまでやる必要があるんでしょうか？

[小]:いえ、日本法ではそこまでやる必要はないですよ。米国ではフェアユース規定でやってますからそういうこともあるかもしれませんが、日本法では32条で規定がありますから。

[真]:なるほど.....。ところで、引用で考えることの1つに出所表示の問題がありますよね。どの程度出所の表示をする必要があるのでしょうか。文章の場合は作者、題名、出版社、出版年くらいを挙げるとい話があるわけですけど、たとえば、アマゾンへのリンクだけでもいいのでしょうか？

[小]:出所が表示されればいわけですから、特定可能な情報があればいいわけですよ。アマゾンへのリンクが恒久的に使えるものであれば、常に参照可能な形であればいいんです。

[真]:ということはリンクでも大丈夫なんですね。

[小]:常に原典に当たれるような状態を保っておくことができるかということが重要です。ですのでほかの人のページにリンクするということはそのページが消えてしまう可能性があるわけです。



6つのルールさえ守ればいいのだけどそれがムズかしい?
著作権法の引用の条件とは.....

著作権法の32条では引用のために必要な条件を6つ挙げています。著作物が公表されていること、公正な慣行に合致していること、報道、批評、研究そのほかの引用の目的上正当な範囲であること、引用された部分が識別可能であること、引用された著作物の出所が明記されていること、自分の著作物が主で引用される著作物が従であることです。本文中に挙げていることのほかには、引用している部分を区別しているかなどがあります。文章のときには色や大きさを変えたり、一段下げたりというのが一般的ですね。正当な範囲というのは、全文転載ではなく必要な一部のみを引用するようにしてくださいということです。

から、それよりは自分のページに書いておいた方が確実ではありませんね。

[真]:うーん、リンクでも構わないけど、自分のところに書いておいた方が望ましいというわけですね。

それから、これが一番よく聞かれることなんです、「主従の関係とはどの程度のことを言うのですか」というのがあるんですけど、具体的な基準はあるのでしょうか？

[小]:具体的な基準というと厳しいですね。読者がその著作物を見るときに、引用している方を見ることが主たる目的になっているとまずいわけです。

[真]:何か言いたいことがあって、そのために必要な文献なり画像なりを利用するというのなら問題ないというわけですか？番組のこのシーンがおかしいという指摘とか、私ならここはこうするという意見を述べるとか。

[小]:そうですね。そういう利用なら問題ないわけです。

[真]:ということはよくブログで見かける、この本を買いましたとかこのテレビ面白かったですとかいったような紹介のために画像を使うというのは.....

[小]:引用にはあたらなんでしょうね。そもそも表紙画像やパッケージ画像を使用する必要はないわけですから。

[真]:「引用」って結構気をつけて使用しないといけないんですね。ブログでほかの人の著作物である画像を使うときには、本当にその画像を使用する必要があるのかを一度考えてから、アップロードした方がよさそうです。

波状言論17号(10月A号)対談企画より。URL <http://www.hirokiazuma.com/hajou/>



マンガの引用は裁判でも認められているのだ!
脱ゴーマニズム宣言事件

『脱ゴーマニズム宣言』(上杉聡・東方出版)という本が小林よしのりのマンガ『ゴーマニズム宣言』などに掲載されたマンガのカットを引用していたことについて、それが合法なのかが争われた事件です。一審は平成11年8月31日東京地裁、二審は平成12年4月25日東京高裁。最高裁では棄却されましたので判決は確定しています。裁判の結果、イラストの引用は引用の条件を守っていればOKであるとされました。とりあえず、マンガとかイラストをそのままの形で使用する分には、問題ないと裁判でも認められていますね。でも紹介程度の内容じゃダメですよ!

相談募集中!

インターネットの法律に関する質問があったら下のアドレスにメールを送ってね。真紀奈と小倉先生が相談に乗ります!

✉ im-oubo@impress.co.jp



小倉秀夫
東京平河法律事務所に所属する弁護士。中央大学法学部講師も務める。コンピュータに明るく、古くは「大阪FLMASK事件」や元祖P2P裁判の「ファイルログ事件」の弁護人を務める。著作権に関する法律も詳しい。

URL <http://benii.cocolog-nifty.com/>



[インターネットマガジン バックナンバーアーカイブ] ご利用上の注意

このPDFファイルは、株式会社インプレスR&D(株式会社インプレスから分割)が1994年～2006年まで発行した月刊誌『インターネットマガジン』の誌面をPDF化し、「インターネットマガジン バックナンバーアーカイブ」として以下のウェブサイト「All-in-One INTERNET magazine 2.0」で公開しているものです。

<http://i.impressRD.jp/bn>

このファイルをご利用いただくにあたり、下記の注意事項を必ずお読みください。

- 記載されている内容(技術解説、URL、団体・企業名、商品名、価格、プレゼント募集、アンケートなど)は発行当時のものです。
- 収録されている内容は著作権法上の保護を受けています。著作権はそれぞれの記事の著作者(執筆者、写真の撮影者、イラストの作成者、編集部など)が保持しています。
- 著作者から許諾が得られなかった著作物は収録されていない場合があります。
- このファイルやその内容を改変したり、商用を目的として再利用することはできません。あくまで個人や企業の非商用利用での閲覧、複製、送信に限られます。
- 収録されている内容を何らかの媒体に引用としてご利用する際は、出典として媒体名および月号、該当ページ番号、発行元(株式会社インプレス R&D)、コピーライトなどの情報をご明記ください。
- オリジナルの雑誌の発行時点では、株式会社インプレス R&D(当時は株式会社インプレス)と著作権者は内容が正確なものであるように最大限に努めましたが、すべての情報が完全に正確であることは保証できません。このファイルの内容に起因する直接のおよび間接的な損害に対して、一切の責任を負いません。お客様個人の責任においてご利用ください。

このファイルに関するお問い合わせ先

株式会社インプレスR&D

All-in-One INTERNET magazine 編集部

im-info@impress.co.jp